

第三者評価結果入力シート（母子生活支援施設）

種別	母子生活支援施設
----	----------

①第三者評価機関名

(株)ブルーライン

②施設名等

名称：	かしのき荘
施設長氏名：	岡田直人
定員：	20世帯
所在地(都道府県)：	埼玉県

③理念・基本方針

理念：親子の未来を育む

基本方針：○入居者の方の人格を認め、人権を擁護する。

○子どもたちにも人格・人権があることを認識する。

○入居者の方にはあらゆる情報を提供し、人生の選択の自由を与え、それに支援を行う。

○入居者のよい面を見つけ、伸ばす。

④施設の特徴的な取組

利用者がここに来てよかったと思える施設を目指す

・母の思いに寄り添い、病院や裁判所などへも積極的に同行する。

・児童への個別支援と学習支援を充実する。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2019/7/1
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2019/8/22
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成28年度

⑥総評

【特に評価の高い点】

1. 生活面での支援の一端としては、炊事・洗濯・掃除等の家事の手伝いをしながら徐々にコミュニケーションが取れるよう配慮し、一人ひとりの母親のニーズに対応した支援を行っている。心や体の健康に不安を持つ母親には、相談に応じたり医療機関への受診を促したりすると共に、栄養管理等の食生活への支援も行っている。

2. 母親が参加して楽しめる行事は多くはないが、一つ一つに付いてはみんなが参加できるように日にちや時間を調整し十分に配慮している。子どもの行事は親子遠足やサーカス見学等、数多く「子供会議」で企画され思い出をたくさん作っている。イベント後の職員会議では反省会を行ない、次回が更に良くなる様、検討がされている。

【特にコメントを要する点】

1. 目指す施設の姿として「ここに来てよかったと思ってもらえる施設」を掲げているが、母親・子供の満足度調査等を行っていない為、それを評価・分析する仕組みがない。

2. 目標管理制度等を行なわれていない為、職員のモチベーションを保つ事と併せ定期的に面談の機会を持つ等、コミュニケーションの機会を持つ事で職員の希望や意向を理解し、同時に期待やアドバイスを伝えると云った取組はなされていない。

⑦第三者評価結果に対する施設のコメント

第三者評価結果から、施設として取り組むべき課題を明確にすることができた。その中でも、中・長期計画の必要性については、これまでにも指摘されているにもかかわらず、整備できていない現状を踏まえ改善していきたい。

また、かしのき荘としての理念や目指す施設の姿などのビジョンを明確にすることができたので、次の段階として、利用者の満足度調査等のそれを評価・分析する仕組みを整えたい。そして、職員一人ひとりと定期的に面接を行うなどの総合的な人事管理の向上を図り、職員一人ひとりがより意欲をもって働ける施設にしたい。

⑧第三者評価結果（別紙）

(別紙)

自己評価結果表【タイプA】 (母子生活支援施設)

共通評価基準 (45項目) I 支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
理念・基本方針はホームページ始め、重要事項説明書や施設内掲示文書にも記載されており、職員・利用者に周知されている。又、母親向には分かり易い別の文書も準備されており、入所の際に詳細に説明されている。毎年事業計画の検討時には職員に説明され、継続的に確認する機会となっている。	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
母子生活支援施設の性格上、松伏町や行政からの情報は余りなく、母子生活支援施設団体等や講習会で情報を得ており、施設入所を必要とする母親と子どもの推移や利用率等の分析は行っている。しかし、そのデータ等から今後の方針や方向付けをすると云った事には繋がっていない。	
② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
現状の環境の中で想定される経営課題に付いての対応は計られている。例えば、設備更新や暫定定員割れが発生した時に備えての積み立てや職員体制の維持/管理に関する計画等は確認出来るが、将来に向けた改善計画等は不明確である。	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c
中・長期計画は策定されていない。	
② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
中・長期計画は策定されていない為、事業計画その物は関連付けて作られた物ではないが、一部、暫定回避対策のみ数値目標を置きPDCAの展開が行われている。	

(2) 事業計画が適切に策定されている。	
① 6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	c
事業計画は一部の職員と施設長の検討の中から策定されているが、全体的・定期的な評価・見直し等は行われていない。	
② 7 事業計画は、母親と子どもに周知され、理解を促している。	c
事業計画は一部の職員と施設長の検討の中から策定されており、利用者(母親/子供)には周知されていない。又、所内掲示もされていない。	

4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者 評価結果
① 8 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
質の向上に関する取り組みとは別であるが、自己評価を毎年行い、結果の集約/内容分析・検討は行われており、職員会議に於いて対応の検討がなされている。又、第三者評価も定期的に受審している。	
② 9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
自己評価のまとめの中から課題が抽出され、職員間で共有されているが、改善計画の策定や実施後の評価・見直しには至っていない。	

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を込めている。	b
施設長は年度の事業計画に於いて、自らの施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。職務分掌を明確にし、自らの役割と権限に付いても表明している。有事(事故、災害等)に於ける施設長の役割と責任に付いて、不在時の権限委任等は明確ではない。		
②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
母子生活支援施設の施設長になる要件として、研修等の中で関連法令等に付いて受講しており、関連法令に関しては理解しているが、環境関連法等に関しては今後の課題となっている。職員に対しては、研修の受講後の報告等で法令の説明を行っている。		

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
①	12 支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b
質の向上に関し利用者の満足度調査を行う等、定期的・継続的・計画的に改善の為の具体的な取組みを行なっている訳ではないが、質の向上に貢献する為、自身及び職員の研修等への参加を積極的に推奨している。又、職員の意見を反映する為、日々のコミュニケーションを密にしている。		
②	13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
有給休暇の取得率が高く、職員間での調整を踏まえ管理者から制約する事は余りない。組織もフラットな構成となっている為、働きやすい職場となっているが、経営の改善や業務の実効性を高める為の取組は薄くなっている。		

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
人員計画の基本的な考え方は、退職があれば補充する。その他で必要とされる内容が発生した場合は、臨時職員で賄うと云う対応が基本となっている。職員の教育・研修計画等は策定されていない。各種加算職員の配置に関しては積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。		
②	15 総合的な人事管理が行われている。	c
「期待する職員像等」は明確に表現されているが、人事効果等、総合的な人事管理制度は確立していない。		

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
職員の労務管理に関しては、施設内で管理されており、法人への報告等はされていない。有給休暇の取得状況等就業状況は、責任者が把握している。時間単位の年休取得等、職員のワークライフバランスに配慮した制度で運用されており、年休の高取得率にも通じている。外部のソエルクラブを利用し職員の職員の福利厚生に対応している。結果、低離職率に繋がり働きやすい職場作りにも貢献している。		

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c
目標管理制度等は行なわれていない為、職員のモチベーションを保つ事と併せ定期的に面談の機会を持つ等、コミュニケーションの機会を持つ事で職員の希望や意向を理解し、同時に期待やアドバイスを伝えると云った取組はなされていない。		
②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
「期待する職員像」は職員向資料の中に明示している。職員の教育・研修に関しては、都度職員の希望に応じた対応検討がされ決定されているが、職員個々の計画は策定されていない。		

	③ 19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	b
標準的な実施方法を決めたマニュアルが策定されており、新入職員のOJT等に使用されている。職員個々の教育・研修計画は策定されていないが、階層別研修、職種別研修等は決められた時期に実施されている。又、外部研修については、都度職員の希望に応じた対応検討がされ決定されている。		

(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
	① 20 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
実習生受入れマニュアルは策定されており、基本姿勢を明示しており、オリエンテーション時に説明され、学校との連携でカリキュラムを作成し期間中のフォロー体制を維持しながら実習が進められている。実習指導者に関する進め方のマニュアルは策定されていない。		

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果
	① 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
理念や基本方針、支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報等は適切に公開しているが、母子生活支援施設の性格上、地域との関わりの中でオープンに出来る範囲に限られており、情報の開示については制約される。第三者評価は定期的に見直しされており、内容の開示もされている。		
	② 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
法人で設定された経理規程があり、その中で事務管理や取引に関わる内容、或いは予算や出納、財務についても規定されており、職員に周知されている。法人による内部監査は行なわれているが、公認会計士等による外部監査は行なわれていない。		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
	① 23 母親、子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
母子生活支援施設と云うシェルター機能を持った施設として、地域との関わりについては難しい部分があるが、行事や活動には出来る限り参加している。日常的・継続的なコミュニケーション等は出来ていないが、子供の友人が施設を訪れて遊ぶ事に付いては制約していない。		
	② 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
ボランティア受入れマニュアルは策定されており、基本姿勢を明示している。ボランティアの登録手続・配置・事前説明等はオリエンテーションの際に行なわれている。		

(2) 関係機関との連携が確保されている。		
	① 25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
地域の関係機関・団体について、社会資源を明示したリストを作成されており、職員に周知されている。学校や役所・保健センター等とは定期的に連絡を行ない、課題等の共有化が図られている。退所後のアフターケアは移動後の機関とも連携し行なわれている。		

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
	① 26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	c
母子生活支援施設と云うシェルター機能を持った施設として、地域との関わりについては難しい部分がある。		
	② 27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
施設の持つ特殊性(DV被害からの避難)から、地域との交流は難しいが、県の彩の国安心セーフティーネット事業などを通してできる限り地域に貢献している。		

Ⅲ 適切な支援の実施

1 母親と子ども本位の支援

(1) 母親と子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
①	28 母親と子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
施設としての理念や方針に、母親と子どもを尊重することの大切さを明示している。倫理綱領や標準的な実施方法としての作業マニュアルにも、人権の擁護・尊重が触れられており、職員に周知され実践されているが、施設内で勉強会や研修等は実施されていない。		
②	29 母親と子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。	b
プライバシー保護に付いての規定やマニュアルは策定されていないが、職員はプライバシーに配慮した養育・支援に心掛けており、完全個室で各々のプライバシーは守られている。母親と子どもにプライバシー保護に関する取組を周知する取組は行っていない。		

(2) 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
①	30 母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
入所時の説明資料や重要事項説明書等で母子生活支援施設とはどのような施設なのかを十分に説明した上で、利用者の自己決定を大切にしている。母親や子供に提供する情報に付いては、定期的に見直しがされている。		
②	31 支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明している。	b
特に支援の開始においては、説明資料や重要事項説明書等で母子生活支援施設とはどのような施設なのかを十分に説明した上で、利用者の自己決定を大切にしている。子供に対しては絵や写真を多用した生活のしおりや子どもの権利ノートを用いて分かり易く説明を行なっている。		
③	32 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
措置の変更（施設の異動）は特例であり原則無い事を前提に支援している。しかし、その必要が生じた場合は、利用者に不利益が生じないよう十分な配慮をしている。退所後については、必要に応じて相談等ができる事を利用者に伝えているが、文書は渡していない。		

(3) 母親と子どもの満足の向上に努めている。		第三者 評価結果
①	33 母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	c
目指す施設の姿として「ここに来てよかったと思ってもらえる施設」を掲げているが、母親・子供の満足度調査等を行っていない為、それを評価・分析する仕組みがない。		

(4) 母親と子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
決責任者の設置・苦情受付担当者の設置・第三者委員の設置）が整備されており、所内掲示や説明資料の配付がされている。記録についても保管されており、全体に周知した方が良いと判断された内容に付いては、公開される。苦情解決の中から質の向上に関わる内容があった場合は、標準的な実施方法にもフィードバックされる。記入カード等の準備は無い。		
②	35 母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。	b
母親が相談や意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べる事が母親に理解されていない。苦情相談窓口として仕組は出来ており、面談室を2つ用意する等、相談しやすい環境に配慮している。		
③	36 母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
相談があった場合は、意見が述べやすい様、配慮し意見の傾聴に努めている。苦情相談の仕組の中で対応され、迅速な対応を目指している。相談や意見の中から質の向上に関わる内容があった場合は、標準的な実施方法にもフィードバックされる。対応マニュアル等の定期的な見直しは行なわれていない。		

(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。		第三者 評価結果
	① 37 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
は策定されており、ヒヤリハット事例の収集や発生要因分析、改善策・再発防止策の検討・実施等は実施されているが、事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性に付いて、定期的な評価・見直し等を行っていない。その他として、DV被害から避難している利用者のリスク軽減に付いては、行動制限や通信制限など十分に利用者と協議し納得した形で行うことが大切である。		
	② 38 感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
感染症対策に付いて、各種対応に付きマニュアルが作成されており、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。うがい・手洗い始め、予防策は徹底されており、発生した場合の対応に付いても万全を期しているが、研修や勉強会等を行っていない。		
	③ 39 災害時における母親と子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
災害時の対応マニュアルは作成されており、BCPの検討も開始されている。有事の際の安否確認の方法や食料や備品等に関する備蓄に付いても、リストが作成され管理されている。避難訓練に付いても毎月実施されている。		

2 支援の質の確保

(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
	① 40 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。	b
標準的な実施方法は作業標準として策定されており、職員に周知されているが、それに従い実際の作業が行なわれているか、検証する仕組みはない。プライバシーに関して、個人情報保護に関する規程はあるが、プライバシー保護に触れた規定やマニュアルに付いては確認できない。		
	② 41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
直しをする仕組みは確立していない。過度なマニュアル化は、一人一人の利用者のニーズに対応できなくなる心配がある。個別の自立支援計画は、職員や母親と子どもからの意見や提案が反映される様な仕組みになっている。		

(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
	① 42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
入所時に、措置福祉事務所にアセスメント票の提出をお願いしている。その後は、アセスメント票を参考にしながら、本人と十分に協議し自立支援計画を作成している。自立支援計画には母親と子ども一人ひとりの具体的なニーズ、具体的な支援の内容等が明示されている。アセスメントの内容確認や個別自立計画の策定時には、措置福祉の担当者等も参加したカンファレンスを開催する事もある。		
	② 43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
年2回、本人、措置福祉事務所、施設の3者による定期面談を実施している。定期面談の前には、職員全員が参加してのCC(ケースカウンセリング)を実施している。それぞれの場面で、自立支援計画の評価と見直しが図られている。		

(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。		
	① 44 母親と子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
母親と子どもの身体状況や生活状況等に付いては、施設が定めた統一した様式によって把握し記録されている。支援の実施内容は、日誌に記録され職員は必ず毎日日誌の確認と回覧が日課となっている為、記載内容のチェックがされ、日々自立支援計画にもとづく支援が実施されているかどうかを確認する事が出来る。		
	② 45 母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
個人情報保護規程が策定されており、母親と子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。問題発生時の懲戒規程も決められている。職員に対して、個人情報保護規程等に関する研修等は行なわれていない。利用者には個人情報保護に付いての説明は行なっている。		

内容評価基準 (27項目)

A-1 母親と子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 母親と子どもの権利擁護		第三者 評価結果
	① A1 母親と子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
子どもの権利ノートを活用して説明している。又、人権に配慮した支援を行う為に、職員一人ひとりが職業倫理並びに職員としての職務及び責任の理解と自覚を持つ様、日常から働きかけている。		

(2) 権利侵害への対応		
	① A2 いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。	a
就業規則にハラスメントの対応に関して規定されており、懲戒処分についても定められている。当施設がDV被害からの避難や様々な形での生活困窮からの避難である事を正しく把握し、その連鎖を断ち切ることを使命としている事を職員が自覚し、不適切な関わりが起こらない様、最大の努力をしている。又、日々の職員会議の中で確認している。		
	② A3 いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。	a
母親担当、子供担当の職員が各々の担当の母親・子供を日常の生活の中で観察し、訴えたい事のサインを見逃さないよう留意している。何か気が付いた点があれば職員会議の場で情報共有を行ない対応している。		
	③ A4 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
不適切な関わりに迅速に対応出来るように、子どもからの訴えやサインを見逃さないよう留意している。各々の子供のこれまでの経験や状況に応じた個別対応の働きかけを行なっている。母親と子供間の暴力の連鎖を断ち切る必要が生じた場合は、常に親子関係の把握に努め、適切な助言や支援を行っている。		

(3) 思想や信教の自由の保障		
	① A5 母親と子どもの思想や信教の自由を保障している。	a
生活のしおりの中にも、思想や信教の自由については、最大限に尊重され保障されているが、施設内での勧誘等の宗教活動は禁止している。		

(4) 母親と子どもの意向や主体性の配慮		
	① A6 母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動(施設内の自治活動等)を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	b
議を開催し、自主的・主体的な取組ができるような活動を実施している。母親間の交流は制限していないが、自治会的な活動は取り入れていない。		

(5) 主体性を尊重した日常生活		
	① A7 日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。	a
自己肯定感の低い親子、依存的な母にとって、自己決定を大切にし主体的な生活を送る事は、将来の自立に向けて不可欠な要素である。		
	② A8 行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。	a
行事に付いては、多くはないが一つ一つについてはみんなが参加できるように十分に配慮している。子どもの行事は数多く企画され思い出をたくさん作っている。イベント後の職員会議では反省会を行ない、次回に繋げている。		

(6) 支援の継続性とアフターケア		
	① A9 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。	b
退所において、不安が残る親子については関係する諸機関につなぎ連携している。退所後も、電話相談や必要に応じて訪問なども行うが、退所後の支援計画までは作成していない。		

A-2 支援の質の確保

(1) 支援の基本		第三者 評価結果
	① A10 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。	a
本人が作成する、自立計画と施設側が作成する自立支援計画に基づいて、専門的な支援を行っている。外部機関との調整等が必要な場合は、資料等を使いながら、必要な手続きをわかりやすく説明し、必要に応じて職員が機関等への同行及び代弁を行っている。カウンセリングが必要となる場合もあり、心理士の配置もされている。		

(2) 入所初期の支援		
	① A11 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。	a
入所者の殆どがDV経験者である為、入所時に安心安全である施設である事を理解して貰う事に注力しており、信頼関係の構築に心がけ心の安定に向けた相談支援に努めている。又、分からない事も多くその事から不安にもなるので、支援に付いては物的にも人的にも十分な配慮をしている。		

(3) 母親への日常生活支援		
	① A12 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。	a
生活面での支援の一端としては、炊事・洗濯・掃除等の家事の手伝いをしながら、徐々にコミュニケーションが取れるよう配慮し、一人ひとりの母親のニーズに対応した支援を行っている。心や体の健康に不安を持つ母親には、相談に応じたり医療機関への受診を促したりすると共に、栄養管理等の食生活への支援も行っている。		
	② A13 母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかかわりができるように支援している。	a
母親の育児に関する不安や悩み等の発見に努め、その軽減に向けた相談や助言、介助等を行うと共に、必要に応じて保育の提供や保育所へつなぐ等の支援を行っている。虐待や不適切な関わりを発見した時は職員が介入し、必要に応じて専門機関との連携を行っている。		
	③ A14 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。	b
母親同士の交流は制限していないが、積極的に交流を促したり関係づくりの働きかけは行っていない。社会との関係をとることの難しさから対人関係にストレスを生じている場合は、そのストレスの軽減が図られる様、心理療法を行ったり相談に応じたりしている。		

(4) 子どもへの支援		
	① A15 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。	a
保育を担当する職員や少年指導員を中心に、子どもたちに寄り添う支援を充実している。被虐待児等や発達障害を含む様々な障害等の特別な配慮が必要な子どもに対しては、必要に応じて個別に対応し、子どもの状況に応じた支援を行っている。		
	② A16 子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。	a
少年指導員を中心に、個別対応の時間を確保し子ども一人ひとりのニーズに対応している。落ち着いて学習に取り組める環境を整え、年齢に応じた適切な学習支援を行っている。進学や就職への支援について、母親と子ども双方の意向をくみ取り、学校と連携して情報提供を行いながら、具体的な目標を定めている。		
	③ A17 子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。	b
少年指導員を中心に、子ども達相互の人間関係の醸成を促し、自分の気持ちをことばで適切に表現し相手に伝える事に付いて、日常生活の中でその方法を意識的に伝え、その能力が向上するよう支援している。専門的なプログラムに基づいたグループワーク等は導入していない。		
	④ A18 子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。	b
性的な虐待を受けた児童の入所もあるので、性に関する指導についての研修を行い、指導員の資質の向上に努めているが、性教育に関しては対応していない。		

(5) DV被害からの回避・回復		
	① A19 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。	c
県との確認で、緊急の一時保護は受け入れていない。		
	② A20 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。	a
母と子の安全確保は、最優先事項として対応している。DV加害者に居所が知れ、危険が及ぶ可能性がある場合には、直ぐに住所変更等を行わず、母親と子どもの意向を確認した上で、速やかに関係機関と連携し、保護命令の手続きや他の施設への転居等の支援を行っている。弁護士や法テラスの紹介や調停・裁判などへの同行等、さらに必要に応じて代弁等の支援を行っている。		
	③ A21 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。	a
別指導の時間を大切にしている。必要に応じて、児童相談所や心理士・医療などの関係機関とも連携している。DVについての正しい情報と知識を提供し、DV被害者の理解を促し、自己肯定感を回復するための支援を行っている。		

(6) 子どもの虐待状況への対応		
	① A22 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかかわり、虐待体験からの回復を支援している。	a
少年指導員を中心に、個別指導の時間を大切にし暴力によらないコミュニケーションを用いるおとなのモデルを職員が示している。必要に応じて、児童相談所や心理士・医療などの関係機関とも連携している。子ども一人ひとりがかけがえのない大切な存在であることを伝え、感情表現を大切にすることで、自己肯定感や自尊心の形成に向けた支援を行っている。		
	② A23 子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っている。	a
まずは、入所時に「子どもの成長に必要な場合は、他の機関と情報のやり取りを行います」という事の同意を得ており、児童虐待の発生やその疑いがある場合は児童相談所に通報し、連携して対応している。		

(7) 家族関係への支援		
	① A24 母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。	a
母親が自分の親との関係に悩んでいる事例が多く、母子の愛着の課題に向き合う必要を多く感じている。家族の中に感情の行き違いや意見の相違がある場合、適切に介入し調整を行っている。子どもの家族関係の悩みや不安に付いても受け止め、相談に応じている。		

(8) 特別な配慮が必要な母親、子どもへの支援		
	① A25 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。	a
入所してくる母子の多くが、特別な配慮を有している。関係機関との連携は不可欠である。母親に精神疾患があり、心身状況に特別な配慮が必要な場合、同意を得て主治医との連携のもと、通院同行、服薬管理等の療養に関する支援を行っている。子供に付いても保育所や学校等と連携した支援を行っている。		

(9) 就労支援		
	① A26 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。	a
自立に向けて、経済的な安定が不可欠であり、その為の就労支援は欠く事できない。格差社会の中で、母子で生活していく事の困難さを感じる中、資格取得や能力開発のための情報提供や支援を行っている。公共職業安定所以外にも、パートバンクや母子家庭等就業・自立支援センター等、様々な機関との連携や調整、必要に応じて、同行や職場開拓等の支援を行っている。		
	② A27 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。	a
ハローワークを通して障がい者枠や授産施設などを通して就労の支援を行っている。職場環境、人間関係に関する相談や助言等、個々に対応した幅広い支援を行っている。母親が望む場合、就労継続の為に職場との関係調整も行っている。		